

事務連絡  
令和8年2月12日

日本年金機構

事業企画部門 担当理事 殿

事業管理部門 担当理事 殿

年金給付事業部門 担当理事 殿

厚生労働省保険局保険課長  
厚生労働省保険局国民健康保険課長  
厚生労働省保険局高齢者医療課長  
厚生労働省年金局事業管理課長  
(公印省略)

子ども・子育て支援金制度の創設に伴う事務の取扱い等について

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号。以下「一部改正法」という。）の公布については、「「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」の公布について（通知）」（令和6年6月12日付けこ総第227号・こ成総第63号・こ支総第60号・職発0612第2号・保発0612第1号・年発0612第1号こども家庭庁長官官房総務課支援金制度等準備室長・成育局長・支援局長・厚生労働省職業安定局長・保険局長・年金局長通知）により通知したところであるが、一部改正法の一部施行により子ども・子育て支援金制度が令和8年度から実施されることに伴い、日本年金機構において対応が必要となる事務の取扱い等を下記のとおり整理したので、遺漏のないよう取り扱われたい。

記

1. 子ども・子育て支援金制度及び子ども・子育て支援金率に係る周知について

(1) リーフレット等の活用について

納入告知書に同封するリーフレット等を活用して、子ども・子育て支援金制度及び健康保険料率（子ども・子育て支援金率を含む）の改定に関する周知を行うこと。

(2) Q&Aについて

事業主等から子ども・子育て支援金制度に関する質問を受けた場合を想定したQ&Aを別添のとおりとりまとめたため、参考にされたい。

また、必要に応じてこども家庭庁ホームページの子ども・子育て支援金制度に関するページ（<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomokosodateshienkinseido>）等を参照・案内するなどの適切な対応をされたい。

2. 納入告知書の取扱いについて

子ども・子育て支援法の一部の施行に伴う財務省令で定める納入告知書等の様式の改正については、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う財

務省関係省令の整備等に関する省令の公布について（通知）」（令和7年2月25日付け保発0225第1号・年管発0225第1号・厚生労働省保険局長・大臣官房年金管理審議官通知）により通知したところである。

納入告知書は、歳入徴収官事務規程（昭和27年大蔵省令第141号）第9条において、納入者の住所及び氏名、歳入科目、納付すべき金額、期限等納付に関し必要な事項を明らかにした納入告知書を作成して納入者に送付しなければならないとされているものであり、その細目を記載する性質のものではないことから、社会保険料の納入告知書の用紙に、健康保険料の内訳（子ども・子育て支援金を含むこと等）を記載する必要はないこと。

### 3. 給付帳票の取扱いについて

年金から特別徴収される税・保険料については、振込通知書等において、市区町村からの依頼に基づき特別徴収する旨を記載しているところであり、子ども・子育て支援金についても、同様に記載すること。

なお、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料の本徴収が開始される時期に合わせて、子ども・子育て支援金に関する案内文は、令和8年10月から追記すること。